

# 相続税・贈与税の動向と課題

令和3年11月

中央大学教授

渋谷雅弘

- I 相続税・贈与税の現状と動向
- II 相続税・贈与税の概要
- III 相続税・贈与税の課題

# I 相続税・贈与税の現状と動向

- 相続税の税収（令和2年度当初予算）は23,410億円
- 国税収入の3.4%
- 相続税の負担割合の平均（平成30年）は13.0%

- 相続税の課税件数（平成30年）は116,341件
- 課税割合は8.5%。都市部はより高い。
- 昭和50年代前半までは1～4%台
- 昭和50年代後半から4～7%台
- 平成13年から26年まで4%台

2018年における相続税・贈与税の税収(OECDウェブサイトより作成)

	GDP比 (%)	総税収比(%)		GDP比 (%)	総税収比(%)		GDP比 (%)	総税収比(%)
Australia	0.000	0.000	Hungary	0.020	0.053	Norway	0.002	0.005
Austria	0.002	0.005	Iceland	0.169	0.453	Poland	0.014	0.040
Belgium	0.707	1.609	Ireland	0.160	0.706	Portugal	0.000	0.000
Canada	0.015	0.045	<a href="#">Israel</a>	0.000	0.000	Slovak Republic	0.000	0.000
Chile	0.066	0.312	Italy	0.046	0.111	Slovenia	0.021	0.057
Colombia	0.000	0.000	Japan	0.426	1.329	Spain	0.223	0.645
Czech Republic	0.000	0.000	Korea	0.389	1.453	Sweden	0.000	0.000
Denmark	0.211	0.476	Latvia	0.036	0.115	Switzerland	0.169	0.601
Estonia	0.000	0.000	Lithuania	0.004	0.013	Turkey	0.025	0.102
Finland	0.296	0.699	Luxembourg	0.151	0.379	<a href="#">United Kingdom</a>	0.247	0.752
France	0.606	1.319	Mexico	0.000	0.000	United States	0.138	0.567
<a href="#">Germany</a>	0.203	0.527	Netherlands	0.224	0.576	<a href="#">OECD - Average</a>	0.125	0.355
Greece	0.073	0.188	New Zealand	0.000	0.000			

# 近年の法改正

- (1) 相続税の基礎控除の引き下げ等（平成25年度改正、平成27年施行）
- (2) 国外財産に対する課税の改正（平成12年度改正～）
- (3) 私法の改正への対応（信託法改正、配偶者居住権の創設等）

- (4) 事業承継税制（平成25年度改正～）
- (5) 生前贈与に係る租税特別措置
- (6) 税務執行の整備（各種調書制度、条約締結、富裕層PTの設置）

## まとめ

- 課税強化と、特例の拡大。
- 生前贈与の促進策。
- 国際化対応。
- 私法上の法改正への対応。
- 手続・執行面の制度の整備。

## II 相続税・贈与税の概要

- 1 序論
- 2 相続税の納税義務者
- 3 相続財産の範囲
- 4 相続税額の計算
- 5 贈与税の意義
- 6 贈与財産の範囲
- 7 贈与税額の計算
- 8 相続時精算課税制度
- 9 財産の評価
- 10 特別措置
- 11 申告・納付
- 12 税負担の不当な減少の防止

# 1 序論

- (1) 課税の根拠
- (2) 遺産税と遺産取得税

## (1) 課税の根拠

- 富の再分配
- 財産の一部の社会還元：財産形成には社会から利益を受けている。
- 所得税の補完：本来は相続人の所得に含まれる。
- 所税9条1項16号により所得税は非課税。

## (2) 遺産税と遺産取得税

- 遺産税：人が死亡した場合に、その遺産を対象として課税する。
- 贈与税は、贈与をした者に課される。
- アメリカ、イギリスで採用。

- 遺産取得税：人が相続によって取得した財産を対象として課税する。
- 贈与税は、贈与を受け取った者に課される。
- ヨーロッパ大陸諸国が採用。

### (3) 課税の対象

- 日本の相続税・贈与税は、原則として個人間の財産移転を課税対象とする。
- 法人→個人：所得税
- 個人・法人→法人：法人税
- 財産移転に対して、相続税、贈与税、所得税、法人税という、課税の仕組みが異なる租税が課されている。

## 2 相続税の納税義務者

- 相続または遺贈によって財産を取得した個人（相税1条の3）。
- 遺贈には死因贈与が含まれる。
- 法人は受贈益に対して法人税が課される。

### 3 相続財産の範囲

- 相続または遺贈（死因贈与）によって取得した財産
- 財産権の対象となる一切の物、権利が含まれる。範囲が包括的
- 非課税財産は限定されている。

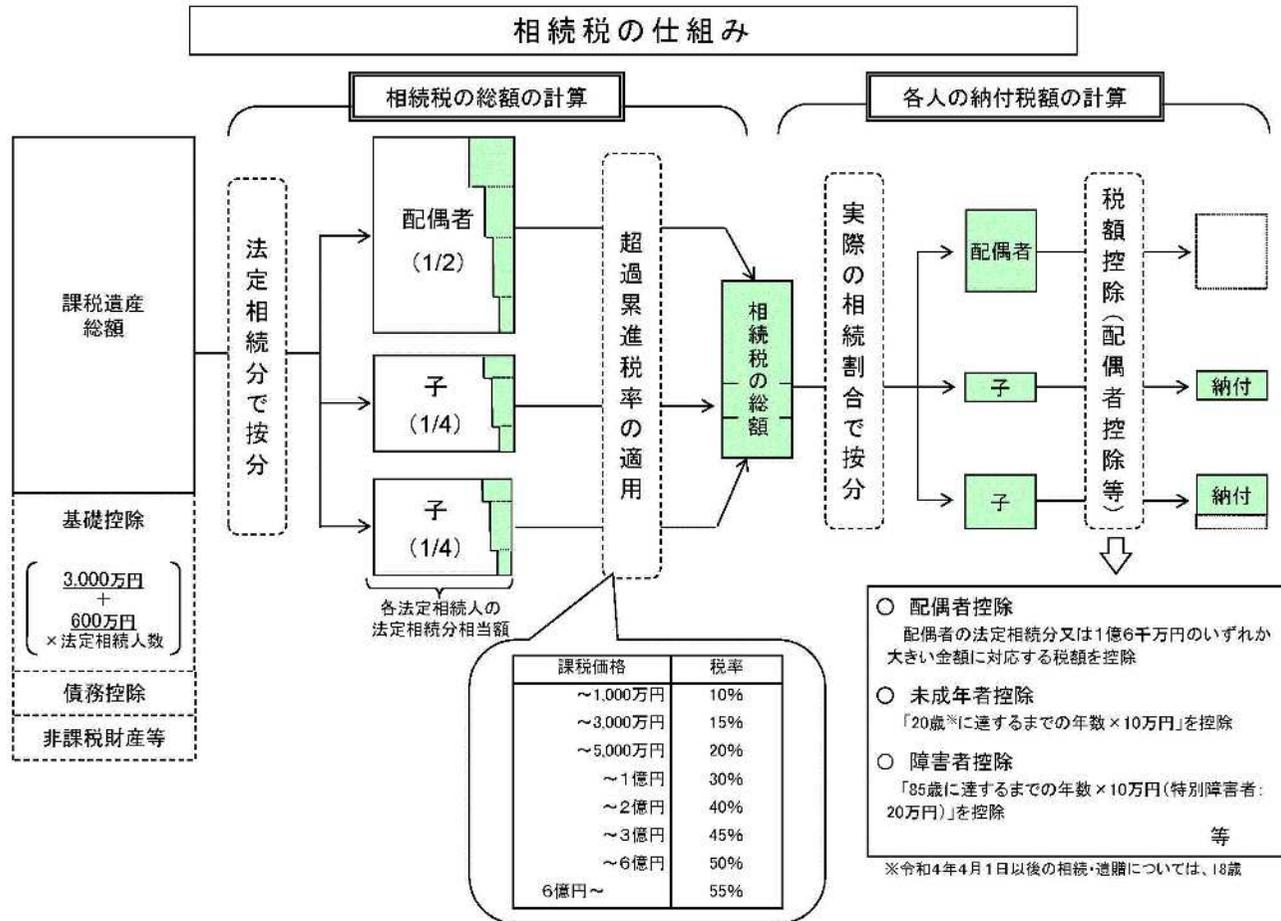
## みなし相続財産

- 法律的には相続又は遺贈によって取得したとはいえないが、経済的利益が被相続人から移転しているとみられるもの（相続3-9条）
- 一定の生命保険金、死亡退職金
- 低額譲受、債務免除、その他の利益：遺言によって、対価を支払わずに、又は著しく低い対価で、利益を受けた場合
- 信託による利益（9条の2～9条の6）

- 無償で経済的利益を取得した場合が、広く課税対象とされる。
- ただし、無償での財産取得の全てに相続税・贈与税が課されるわけではない。
- 法人からの贈与、財産の時効取得、拾得物、ギャンブルによる儲け等

## 4 相続税額の計算

- (1) 課税価格の計算
- (2) 相続税の総額の計算
- (3) 各相続人等の税額計算
- (4) 法定相続分課税方式の趣旨



## (1) 課税価格の計算

- 課税価格：各相続人等が相続または遺贈によって得た財産の価額の合計額
- 被相続人から相続した債務および葬式費用は控除される（相税13条）
- 控除される債務は、確実なものに限られる（相税14条）

## 相続の開始前 3 年以内の贈与（相続19条）

- 相続税の課税価格に含まれる。
- 死亡の直前に贈与をして相続税を免れるのを防ぐ。
- 贈与時に課された贈与税額は、相続税額から税額控除される。

## (2) 相続税の総額の計算

- ① 各相続人及び受遺者の課税価格を合計し、基礎控除の金額を控除する。
- 基礎控除額：3千万円 + 600万円 × 相続人数（相税15条1項）
- 相続人数に算入される養子の数の制限（同条2項）

- ② 残額を、法定相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定して、それぞれの金額を求める。
- ③ 各金額に税率表を適用して税額を算出し、それを合計する（相税16条）
- 税率表：10%から55%まで8段階、6億円超から最高税率
- 「相続税の総額」という。

### (3) 各相続人等の税額計算

- 相続税の総額を、各相続人等に、その課税価格に応じて按分する。
- 税額を加算・減算を行う。

- 被相続人の1親等の血族及び配偶者以外の者：20%加算（相税18条）
- 配偶者：法定相続分または1億6千万円の、いずれか大きい金額まで非課税（相税19条の2）
- 被相続人の法定相続人に当たる未成年者または障害者：特別の控除（相税19条の3、19条の4）
- 被相続人が、相続の開始前10年以内に相続 → 税負担軽減（相税20条、相次相続控除）

- 未分割遺産：法定相続分または包括遺贈の割合に従って申告
- 分割後に修正申告等により修正（相税55条）

## (4) 法定相続分課税方式の趣旨

- 分割方法によって税負担が大きく変わらないようにしている。
- 相続税の総額は、分割方法と関係なく決まる

- 本来の遺産取得税：各相続人の課税価格に税率を適用する。日本でも昭和33年まではこの方式。
- 相続人の一人が遺産の大部分を取得した場合に、均分相続の場合と比べて、相続税の負担が大きくなる。
- 分割を促進するメリットもある。

- 遺産取得税方式の問題点
- 均分相続の仮装
- 中規模の財産を持つ者は、財産の分割がしにくい。
- 農家、自営業など。大資産家よりかえって負担が重くなる

- 昭和34年から現在の課税方式へ。
- 学説上は批判が少なくない。
- 同じ価格の財産を相続しても、相続税負担が異なる。
- 一人の相続人の課税価格の増減が、全ての相続人等の税負担に影響する。

- 相続財産全体を把握しないと、相続税の申告ができな  
い→共同申告が必須：遺産分割に参加しない、みなし  
相続財産の取得者や、相続時精算課税による受贈者を  
含む。
- 今日の家族関係において、相続人が相続財産の全てを  
把握できるか。

## 5 贈与税の意義

- 生前贈与による財産の移転に対して課される租税。
- 納税義務者：贈与者とする方式と、受贈者とする方式がある。
- 日本：贈与によって財産を取得した個人（相税1条の4)

## 6 贈与財産の範囲

- 課税物件：贈与によって取得した財産
- 相続税と同様に、みなし贈与財産の規定がある。
- 資産の低額譲受、債務免除、その他の利益

- 非課税財産：相税21条の3、21条の4
- 法人からの贈与により取得した財産
- 扶養義務者相互間において生活費または教育費に充てるためにした贈与により取得した財産
- 公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

- 公職の候補者が選挙運動に関し贈与により取得した金銭等
- 相続税法基本通達21の3 - 9 「個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞い等のための金品で、法律上贈与に該当するものであっても、社交上の必要によるもので贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税を課税しないことに取り扱うものとする」

- 租税特別措置法上の贈与税の非課税措置
- 住宅取得等資金の贈与
- 教育資金の一括贈与
- 結婚・子育て資金の一括贈与

- 贈与の時期：事実認定の問題だが、特に家族間贈与の場合は、認定が難しい場合がある。
- 連年贈与の取扱い。
- 契約書等の通りに認定されるか。

## 7 贈与税額の計算

- 課税標準：納税義務者が1年間に贈与によって取得した財産の価額の合計額
- 「贈与税の課税価格」という
- 基礎控除：110万円（相税21条の5が措置法により修正されている）
- 配偶者控除：婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用財産またはその取得にあてるべき金銭を贈与により取得した場合に適用。

- 税率：10%から55%の8段階、最高税率は3千万円超から（相税21条の7）
- 贈与は分割が可能であるため、相続税より税率が高く設定される。
- 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合について、贈与税の税率構造が緩和されている（租特70条の2の5）

## 8 相続時精算課税制度

- 平成15年度改正により、平成15年1月1日以後の贈与に適用される。相税21条の9以下。
- 生前贈与の円滑化を図り、資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保する。

- 贈与者が満60歳以上の親であり、かつ受贈者が満20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む)または孫であるときに適用を受けられる。
- 納税者の選択制：受贈者である兄弟姉妹等が別々に、贈与者である父、母ごとに、選択可能。
- いったん本制度の適用を受ける旨の選択をすると、相続時まで本制度の適用が継続される。

- 本制度の適用を受けた場合には、適用対象である贈与財産は、他の贈与財産と区別して贈与税が課される。
- 2,500万円の特別控除額が、受贈者の生涯を通じて1度だけ与えられる。
- 同じ贈与者から再び贈与を受けた場合には、特別控除額のうち未利用の金額のみが適用される。
- 特別控除額を超える金額については、20%の税率で課税される。

- 本制度の選択をした受贈者：贈与者の相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して相続税額を計算する。
- 過去の贈与に対して贈与税が課されていた場合には、その贈与税相当額が税額控除される。

- 贈与時には暫定的な課税を行い、相続時に精算的な課税を行う → 相続時により資産移転を行った場合と、概ね同等の課税をする。
- 贈与資産の価格変動や、そこから生じる収益等は、相続時の課税対象とならない。

## 9 財産の評価

- 相続税・贈与税の課税標準決定のためには、相続財産・贈与財産を評価して、金額に換算する必要がある。
- 相続税法22条：時価主義
- その後の資産価値の変動は考慮されない。

- 評価方法：一部の財産についてのみ相続税法に法定されている（相続23条～26条）
- 他の財産の評価方法は、「財産評価基本通達」に定められている。
- かための評価：評価額が実勢価格を上回ることがないように余裕をみる。

## 10 特別措置

- ① 小規模宅地の負担軽減措置
- 被相続人または被相続人と生計を一にしていたその親族が事業の用または居住の用に供していた事業用または居住用の宅地について、一定面積までは(適用面積)その評価額の一定割合(減額割合)を相続税の課税価格に算入しない。

- ② 非上場株式等に係る納税猶予制度
- 非上場会社の経営者からその後継者へ、その会社の株式等が相続または贈与により移転された場合に、その株式等に係る相続税・贈与税が納税猶予される。
- 一定の要件が満たされれば、猶予された相続税・贈与税が免除される。

- 納税猶予 + 免除：もともと農地について認められていた制度。
- 山林、医療法人の持分、美術品、個人事業者の事業用資産に拡大されている。

## 1 1 申告・納付

- (1) 申告
- (2) 納付
- (3) 連帯納付義務

## (1) 申告

- ①相続税
- 申告期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（相税27条1項）。
- 相続人等は共同で申告書を提出することができる（同条5項）。

- 相続財産の全部または一部がまだ分割されていないときは、相続分の割合に従って当該財産を取得したのものとして課税価格を計算する。
- その後に異なる割合で当該財産が分割された場合には、更正の請求等ができる（相税55条）。
- 申告の後に、認知等により相続人に異動を生じるなど一定の事由が生じたときには、修正申告または更正の請求ができる（相税31条、32条）。

- ②贈与税
- 申告期限：翌年の3月15日（相税28条1項）

## (2) 納付

- 相続においては、現物で財産を取得することが多い。また、相続税の納税義務者は、一時に多額の租税を納付しなければならない。
- 相続税納付の困難を軽減するため、延納および物納という制度がある。

### (3) 連帯納付義務

- 相続税法は、一定の場合に相続税または贈与税の連帯納付義務を定めている（相続税34条）。
- 共同相続人間の相続税についての連帯納付義務、贈与者の贈与税についての連帯納付義務（同条4項）等がある。

## 1 2 税負担の不当な減少の防止

- ① 相続人の数に算入される養子の数の制限（相税63条）。
- ② 同族会社の行為・計算否認規定（相税64条1項）。
- ③ 法人組織の再編成に関する行為計算の否認規定（相税64条4項）。
- ④ 持分の定めのない法人に関する特則（相税65条1項、66条4項）

- ⑤ 人格のない社団等を個人とみなして、贈与税または相続税の課税対象とする（相税66条1項）。
- ⑥ 一定の要件を満たす一般社団法人等の理事が死亡した場合に、当該一般社団法人等がその純資産額の一定割合を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該一般社団法人等に相続税を課税する（相税66条の2）。

### Ⅲ 相続税・贈与税の課題

- 1 資産移転の時期の選択に中立的な税制
- 2 国際的問題

# 1 資産移転の時期の選択に中立的な税制

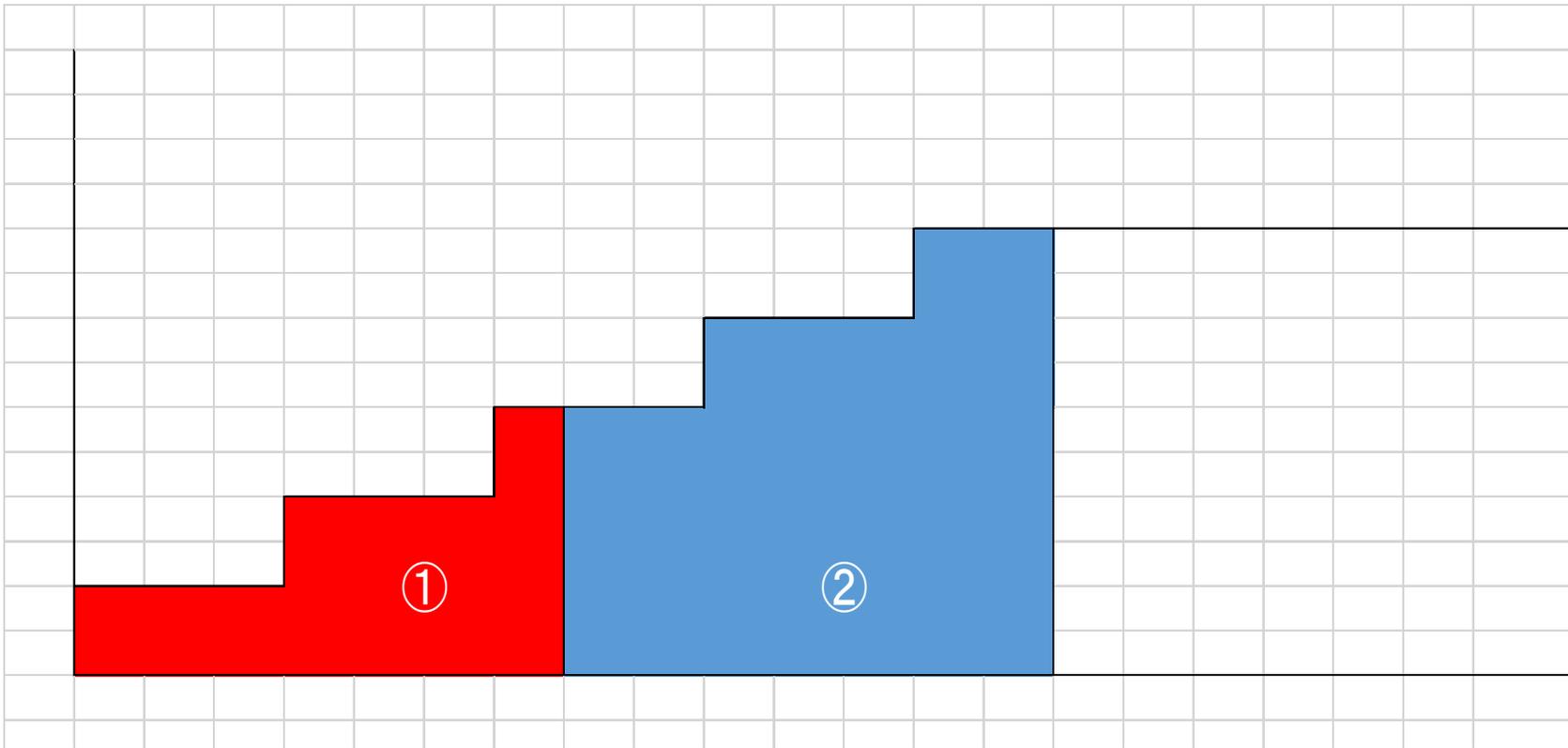
- 相続税と贈与税とで、課税の仕組みが全く異なる。
- 税負担の違いが生じる。
- 従来は、生前贈与が抑制されていたことが問題視されていた。
- 最近では、生前贈与による税負担軽減が問題視される。

## 相続税・贈与税の税率

税率	相続税	贈与税	
		原則	特例
10%	～1,000万円	～200万円	～200万円
15%	～3,000万円	～300万円	～400万円
20%	～5,000万円	～400万円	～600万円
30%	～1億円	～600万円	～1,000万円
40%	～2億円	～1,000万円	～1,500万円
45%	～3億円	～1,500万円	～3,000万円
50%	～6億円	～3,000万円	～4,500万円
55%	6億円～	3,000万円～	4,500万円～

## 累積的課税

- 諸外国で採用されている方式
- 相続・遺贈・贈与等による財産移転について、一生を通じてひとつの基礎控除および税率を適用する。
- 新たな財産移転は、過去の財産移転の上乗せ部分として課税される。
- 贈与が分割して行われた場合に、基礎控除や段階税率の低い部分が繰り返し利用されることを防止する。



- 相続税と贈与税については、両者の仕組みが共通していることが必要。
- 平成20年頃に相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることが検討されたが、実現しなかった。

## 相続時精算課税

- 贈与の時点で課税が完結しない。
- いったん本制度の適用を受ける旨の選択をすると、相続時まで本制度の適用が継続される。
- 相続時精算課税による課税件数・贈与額は減少傾向。

## 贈与税の課税状況（平成30年）

- 課税件数415,595のうち、暦年課税が374,118件、精算課税が42,885件。
- 課税価格20,363億円のうち、暦年課税が14,875億円、精算課税が5,488億円。

## 2 国際的問題

- (1) 問題の所在
- (2) 納税義務者
- (3) 国外財産

## (1) 問題の所在

- 相続税・贈与税のない国・地域が少なくない。
- 国・地域によって、相続法、夫婦財産関係等が異なる。
- 国・地域によって、課税の仕組みが相当に異なる。
- 相続税・贈与税に関する租税条約は少ない（日本はアメリカとのみ締結）。
- 国際的にみて日本の相続税負担は比較的重い。

## (2) 納税義務者

相続人・ 受贈者  被相続人・ 贈与者	国内に 住所あり	国内に住所なし		
		日本国籍あり		日本国籍 なし
		国外居住 10年以下	国外居住 10年超	
国内に住所あり		従来から国内・国外財産ともに課税	平成12年改正により国外財産にも課税 平成29年改正により5年を10年へ延長	
国内に住所なし	国外居住 10年以下		平成25年改正により国外財産にも課税	
	国外居住 10年超		平成29年改正により国外財産にも課税	
		国内財産のみ課税		

- 外国人の納税義務（平成29年度、平成30年度、令和3年度改正）
- 政策目的「高度外国人材等が働きやすい環境を整備することで、日本企業の国際化及び外資系企業による国内進出や対日直投を後押しする。」

- 相続・贈与時において国内に居住する外国人から
- 国内に短期的に居住する外国人または
- 国外に居住する外国人が取得
- 国外財産に相続税・贈与税は課されない。

- 国外財産課税の根拠は何か。
- 相続人・受贈者の国内居住？
- 相続・贈与時のみ国外に居住すれば、課税を免れる。
- 被相続人・贈与者の国内居住？
- 国内での資産形成？
- 法令による定義が難しい。

- Xは、日本の国民で、生まれてから2012年まで日本に居住し、子のY（日本国民）を設けていた。Xは、2012年に、YとともにS国に移住したが、その時点では特に財産を有していなかった。
- その後、XはS国内で事業を行って資産を形成したが、2020年1月に死亡し、Yが相続人としてXの相続財産を取得した。

### (3) 国外財産

- ①外国法上の制度に基づく財産の取得
- 相続、遺贈又は贈与による財産の取得に該当するか。
- みなし相続・贈与財産に該当するか。
- 所得税の課税対象となるか。

- ②財産の評価
- 国外財産には、通達による画一的評価が通用しない。
- 個別的評価のための資料収集の困難。

- ③情報収集等
- 国外送金等調書制度（平成10年）
- 国外財産調書制度（平成26年）
- 財産債務調書制度（平成28年）
- 金融口座情報の自動的交換（平成29年）

- 税務行政執行共助条約（平成25年）
- 富裕層PT：平成26年に東京、大阪及び名古屋国税局に設置。平成29年7月から全国的な実施体制。
- 「国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－」平成28年10月